普通態容補正　1.000

㈱　指定都市を包括する道府県にあつては、上記の率にそれぞれ0.001を加算した率とする。

寒冷補正

級地	寒冷度	積雪度	
		雪寒道路の面積	その他の道路の面積
4級地	0.086	0.975	0.000
3級地	0.053	0.659	0.000
2級地	0.032	0.403	0.000
1級地	0.019	0.232	0.000
無級地	0.000	0.232	0.000

備考　「雪寒道路」とは、前年の４月１日現在において、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第３条の規定によつて国土交通大臣が指定した道路をいう。以下同じ。

道路の延長

寒冷補正

級地	寒冷度		積雪度		
	北海道	その他の都府県	雪寒道路の延長		その他の道路の延長
			北海道の区域内の国道及び開発道路	その他の道路	
4級地	0.118	0.123	0.080	0.160	0.000
3級地	0.069	0.072	0.052	0.104	0.000
2級地	0.054	0.056	0.036	0.071	0.000
1級地	0.038	0.040	0.016	0.031	0.000
無級地	0.000	0.000	0.016	0.031	0.000

2　港湾費

港湾における係留施設の延長

種別補正

国際戦略港湾	1.300
国際拠点港湾	1.300
重要港湾	1.000
地方港湾	0.620

普通態容補正　1.000

㈱　指定都市を包括する道府県にあつては、上記の率にそれぞれ0.001を加算した率とする。

寒冷補正

級地	寒冷度	積雪度	
		雪寒道路の面積	その他の道路の面積
4級地	0.086	0.956	0.000
3級地	0.053	0.647	0.000
2級地	0.032	0.395	0.000
1級地	0.019	0.228	0.000
無級地	0.000	0.228	0.000

備考　「雪寒道路」とは、前年の４月１日現在において、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第３条の規定によつて国土交通大臣が指定した道路をいう。以下同じ。

道路の延長

寒冷補正

級地	寒冷度		積雪度		
	北海道	その他の都府県	雪寒道路の延長		その他の道路の延長
			北海道の区域内の国道及び開発道路	その他の道路	
4級地	0.118	0.123	0.080	0.159	0.000
3級地	0.069	0.072	0.052	0.104	0.000
2級地	0.054	0.056	0.035	0.070	0.000
1級地	0.038	0.040	0.016	0.031	0.000
無級地	0.000	0.000	0.016	0.031	0.000

2　港湾費

港湾における係留施設の延長

種別補正

国際戦略港湾	1.300
国際拠点港湾	1.300
重要港湾	1.000
地方港湾	0.620